

No.

昭和 年 月 日

多摩美術大学

多摩美術大学特別調査委員会報告書

## 目次

## 委員会の設置及び調査対象

## 第一部 調査項目の年譜

- 一〇一 昭和四十八年度多摩美術大学入学手続に関連する事項。 7

- 一〇二 昭和四十九年の学長選挙に関連する事項。 13

## 第二部 調査項目各事項に対する考察

- 二〇一 昭和八年度多摩美術大学入学手続に関連する事項。 38

- 二〇二 昭和九年の学長選挙に関連する事項。 50

- 二〇三 昭和十五年に開催された査問委員会に關連する事項。 38

## 第三部 調査事項に対する総合見解

- 三〇一 昭和四八年度多摩美術大学の探し入学許可について。 64

- 三〇二 昭和四九年の学長選挙前後の経緯について。 53

多 摩 美 術 大 学

95 85 76

- 三〇三 昭和五十年の査問委員会開催経緯とその答申について。

- 三〇四 昭和五十年の査問委員会開催手続について。

結び。

昭和 年 月 日

69	64	64	53	50	38	38	22	13	7	4

# 序 委員会の設置及び調査対象

## (委員会の設置)

本特別調査委員会は多摩美術大学教授会の正規請にて、在記調査対象の実相を解明するため設置された。

## (調査対象の概略)

昭和五十一年二月十三日、多摩美術大学を受験する者の父兄と称する人々の投書に端を発し、故村田晴彦理事長が依頼した委員会は、構成された。同委員会の答申から、村田理事長は当時の学長直平信一氏および教務部長山脇国利氏を解職、解任する辞令を発令し、告示をする事態にまで発展した。

これに対し、斎藤彰爾、大西憲治郎、岡田孝平、山脇国利、高橋滿寿男、直平信一の六氏は理事長等職務執行停止および代行者選任の俊介命令と、直平、山脇の四氏は右の解職、解任の裁判。審訊中、裁判官は和解を勧告し、双方の弁護人がこれを反論した。

この和解条項により成立した和解は、村田、直平、山脇の三氏は元の地位にあることは確認されたが、内藤裕博氏が理事長に推され、学長代行も兼任せず二ととなり、村田晴彦氏は任期満了により理事長、理事、評議會を退職し、直平信一氏は学長の、山脇國利氏は教務部長の各職を退き、三氏共に小も将来の元の地位、職に就任しないことになった。

これによつて訴訟対象となる直接の問題は終末を見たが、一方投書から查商委員会が調査し審議した結果、直平信一学長

が不<sup>レ</sup>入学をあえて黙認し、山脇國利教務部長は不<sup>レ</sup>入学に直接関与した理由によつて「多摩美術大学教職員免規則」第十八条规定に該当する」という答申は議は致つた。しかもこの答申書はその最後に「まあ不<sup>レ</sup>入学試につけて、更に究明をづけまべく全般一致の意見をもつて承へた。」と附記とともに、その調査の完全さにつきは、一日だけの審議故に不安を懷つたような表現がなされていて、事実、不<sup>レ</sup>入学が行はれたとする結論にはその行はれた理由の説明がなされておなかつた。

### (調査一項目)

- 一、昭和四十八年度多摩美術大学入学手続に關連する事項。
- 二、昭和四十九年の学長選挙に關連する事項。
- 三、昭和五十年に開催された意向委員会に關連する事項。

年月日	第一 <sup>レ</sup> 部 調査二項目 の年譜	多 摘 美 術 大 学
48.2.9	一一、昭和四十八年度多摩美術大学入学手続に關連する事項 関連事項の概要	関係資料
48.2.22	入試の学科試験日。上野毛校舎の本館、教授控室において 村田理事長は大西教授、古田助教授および神谷講師の三者 と会話を交わし、その席上、村田理事長は古田元次郎君を 無條件で合格させると確約した。	証一〇一
48.2.22	デザイン科グラフィック専攻入試判定資料作成会議の休 憩時間、村田理事長の使者は山脇教務部長を訪ね、古田 助教授令息の氏名と受験番号を示して合格取扱い方を 依頼した。山脇教務部長は右の件を直下学長に報告 し調査の結果は既に審議において不合格が決定済を法 せく直下学長はこれを拒否し村田理事長の願ひに時は	訴訟記録 証一〇二。〇一 証一〇二。〇二

取り上げられなかつた。

一〇三 48.2.24

証一〇三

入試判定会議において入試判定原案作成会議の判定通り、合格者100名および補欠18名を承認した。但し、補欠の内、10名は採算上は合格圏内にあつたが寄付金申請の件(後)を除く原案では不合格となるも寄付金申請の欠如のものは不合格と決定し難いとして、この10名が一八八名の補欠に含まれてゐる(参一〇三。04.07)と決定し難いとして、この10名が一八八名の補欠に含まれてゐると説明あり、会員ハセトア承へた。

又、古田助教授は元次郎君が不合格で補欠にも含まれられないことを確認した。

一〇四

48.3.22 古田元次郎君は多摩美術大学園に願書を提出し、受験手続をした。

古田元次郎君は多摩美術大学園の入学試験を受けた。

14 古田元次郎君は多摩美術大学園の入学試験に合格した。

21 多摩美術大学合格者入学手続終了日。

訴訟記録

多 摩 美 術 大 学

No.

一〇五

48.3.22

古田元次郎君は多摩美術大学園に入学手続を済ませた。多摩美術大学は、補欠より合格への擇上(作業)が開始された。

証一〇五.01

48.3.26 村田理事長の教授会・理事会を全く無視した独断専行のまことに、学長としてその責任を全うすることができないことを、正常化を理事長に要望した直下(学長は、証一〇五.02)大学学事業務であるべき昭和十八年度の入試に際し、村田理事長が干渉するに至つたが、示辯と辞任を決意し、ひそかに岡田常務理事にその旨を表明した。

証一〇五.03

二月と伝之岡田山脇教務部長は学長が辞意を表明するが、学長補佐の仕にあるものとして、同時に辞意を表明せざるを得ないと岡田常務理事に伝えた。

訴訟記録

48.3.9頃 岡田常務理事は古の生態を憂慮し、直下(学長)と村田理事長の間を斡旋して、学長の辞意を慰留するため参一〇六

証一〇五.01

No.

一〇六

48.3.9頃

岡田常務理事は古の生態を憂慮し、直下(学長)と村田理事長の間を斡旋して、学長の辞意を慰留するため参一〇六

証一〇五.01

証一〇五.01



清々否やを問い合わせた。

48 4 6 古田元次郎君は多摩美術大学へ入学手続を完了した。

48 4 14 オ五土回教授会にありて、山脇教務部長は昭和四十一年度の入学合意を報告し、その際既に各科科長の了解を得たがと前置きにて、合格者および補欠候補者のうち入学辞退者が続出し、特にグラナツク委員は定員に満たず、この点で本学教員の子弟を含む教員に操作上入学許可を与えた旨の説明をした。

上、この事後了解を求めた結果、教授会はこれを點認のかたより承認した。

同日、古田元次郎君は多摩美術大学園に退学届を提出した。

訴訟記録

参一一  
証一一〇  
35

証一一一〇  
35

～

年月日	昭和四十九年の学長選挙に関する事項	関係資料
48年末	三月に村田理事長と直平学長との間に確約書が取交わされた後も、村田理事長の行動は事務局長職を退いたのみで、確約を実行してしまって理事会で問題となるも、遂に理事長は直平学長の任期が昭和四九年四月に終るとて、学長選挙の実施を発言した。	訴訟記録

右の理事長発言による学長選挙実施の是非について理事会で論議中に、村田理事長は事務局長という職員との資格から評議員に選ばれ、評議員との互選から理事として選出され、理事会において理事長資格を得て、事務局長職を停筆せざれば、當然評議員でも理事ともなれず理事長の地位も失はるとする村田理事長の資格問題に触れたこととなる。

No.		

No.	昭 和 年 月 日	多 摩 美 術 大 学	教 授 会 記 錄
二〇一	49 1 9	オ六十一回教授会に於て、学長選挙を実施する可否について検討されたが結論は得られなかった。	
二〇二	49 2 18	近く学長改選を行つ旨の通達がなされた。	
二〇三	49 2 20	「多摩美術大学学則と則らない真平信一氏の昭和十九年度(四月)以後の多摩美術大学長就任にも留任に対するも秘達は同意つたません」と「多摩美術大学□科教授会の発表がなされた。	参一〇四
二〇四	49 3 初	村田理事長は、学長・教務部長・秘書室長の辞任方略(参考二〇五)を護士(竹内・山田・鈴木・吉川の四氏)に相談したが、田井護士は幹施案を提出した。その幹施案、即ち学長選挙の実施と村田理事長の退任を村田理事長は受諾した。	
二〇五	49 3 8	右の結果、学長選挙実施の可否が科長會議に於て諮詢された。	參二〇五
二〇六	49 4 17	オ六十二回教授会において前述の守護士による幹施案の実施が提示されたが、直下に学長は「理事長が退陣するとの交換条件が提示されたが、直下に学長は「選挙も止む無し」と自ら發言した。この結果、学長選挙の実施を教授会は承諾し、その選挙に際するスケジュールと学長後任が決定する「現学長が職務を執行する」を策定した。	
二〇七	49 4 22	各科で選出された各科科長候補者と各科新科長として承認された。又、この評議員会において、先の教授会で決定した学長選挙日程については何等異議の申立てはなかった。	
二〇八	49 4 22	二回、午後開かれた教授会に於て、東京にて行はる学長候補者選挙の選挙人はその前日、二月五日までに各科二名を各科にて選出することを決定した。	教授会記録

二〇九

49 4 26 前日選出された選舉人による学長選舉人会は、何等支障なく、真平信一教授を学長候補者に選出した。

二一〇

49 4 30 如何なる理由で延期されたか不明であるが、三十六日に選出された学長候補者の同意につき漸く評議員会が用いた。その

参二〇、〇一

冒頭、村田理事長は「本年六月末、八王子校舎の圖書館が完成と同時に理事長を辞任し、以後は名譽理事長となる」と表明した。直後、理事長は、評議員有志より、今後の学長候補者選舉は選舉手続きに八ヶ条のみが異議申立てがあつたとして、その条項を早口に読み上げ、この八ヶ条を検討する爲め議案審議の一時中止の提案をした。元に付して、山脇評議員も議案審議の要、求がなされ、塩山議長は議案審議の一時中止を宣し、散会となつた。

又、散会に先だす、村田理事長より、本学には黒い霧がある。

一一一

49 4 30

評議員会流会後、午後三時、理事会が開記の議案で開催された。  
一、学長候補者承認可否の件。

二、昭和四十九年度予算編成方針に関する件。

議案一は村田議長より、午前に開いた評議員会は審議打ち切りとして理事会もこの審議は行はないと発言があり、全員一致で了承した。「議案二は各理事討議の結果、近日中に改めて審議するとともにこれを含めて了承した。

この直後、「議案一に関する緊急動議」が山脇理事より提出された。即ち既に教授会に提出された「新学長確定」が、前任学長が学長職務を執行するという決議を理事会でも承認すべきの審議要求があった。然し、村田議長は村田理事長に代表权があり、故、前任学長の学長職務執行は

認めないと発言した。これに対して、山脇理事は、理事長には代表权はないが決定権はない、よって審議は行うべきであると発言し、大庭・斎藤・高橋の三理事も山脇理事の意見に賛成したが、村田議長は議事打切りを宣言して退場した。続々塩山理事も退場した。

山脇・大庭・斎藤・高橋・宮田の五理事は村田議長が議長の権限を放棄したと見なして、互選により大庭理事を仮議長とし、理事会は十六五回教授会決定の「新学長決定まで前住学長が学長職務を行なうこと」を確認した。

以後、学長候補者の同意について、評議員会の開催要求が、理事会より提出され、開催を以てこの件は未審議のまま終つた。又、この件に対する理事会開催要求も認められず、未開催に終つた。

No.

昭和年月日 多摩美術大学

二一二

49.5.6 教授会有志より、臨時教授会に、直下信一氏は、署三千五百限の学長にはなく、又教授会召集権もないと通告があった。

二一三

49.6.7 塩山惇臣理事より、斎藤彰爾理事に会見の申込があつて、証二三

新宿京王アラビアンホテル午後三時頃会談し、その席上、塩山理事は、冒三百の評議員会で村田理事長より言及された（黒い霧）と、直下学長および山脇教務部長の不入室許可につけてあると発言し、その他、学内問題について難詰した。

二一四

49.6.30 八重の新圖書館は完成し、評議員会で表明された村田理事長の退任を実現をみなかつた。

裏の喫茶店で会談し、塩山理事は「六月七日の会合」で話題と

するところ、不入室は直下学長と山脇教務部長の責任であ

ると表明した。その他、学内の諸氏について話題があつた。

No.

二一六 49.8.31 八月の新図書館は完成したが、理事会長退任の動きはみられなかった。

二一七 49.11.29 村田理事長より理事評議員および専任教員宛に真下信一氏参三九.01 の多摩美術大学に就任した経緯と、書状が送られた。

二一八 49.12.初 国立常務理事は四月の学長選挙以来、日常化しない事態参二〇五 を憂慮して、村田理事長と協議の結果、参議院内藤氏

および日本音楽会理事村山氏を調停人として依頼し、調停に入りが、村田理事長の初志は固く、調停は不能に終った。

No.	昭和年月日	多摩美術大学
二一九	49.12.25	山脇教務部長は12月21日の臨時教授会決定に基き、村田 参三九.01 理事長より公表された「真下信一氏の多摩美術大学に就任」を参考二一〇 経緯(おまか4月30日の評議員会で理事長が読み上げた「学長参二一九.02 候補者選挙につき要識の申立」が博く公開された)が小見付として、反論と学長選挙の経緯をおまか村田理事長の背
	04.03	" " 04

二二〇 50.1.8 昨年四月三十日、評議員会で表明された村田理事長の退任訴訟記録

は六月三十日以降新図書館完成後も実現せず、その裏配される全く見せないほどの理由無しとして、五名の理事は村田晴彦氏が理事 はるに理事長の資格を既に喪失していると、確認書を作り、村田理事長に伝達した。

二二一 50.1.31 前記五名の理事は村田理事長が理事会に詔すと、独断訴訟記録 で行つた行為について、その経費を本法人の経理より支出するなど は承認し得ないと、確認書を作成し、村田理事長に伝達した。又、この立名の理事によつて、理事会招集、請求書が同時に 村田理事長に提出された。

1. 三 昭和五十年に開催され査問委員会に関連する事項  
関連事項の概要

年月日

三〇一

50.2.13 一 昭和四十八年度の入学手続に作風的不正が行はれた、納得  
のゆき公的な処置を見守る、その処置の如何によつては新聞  
紙とを通じて社会の妄論に訴える対応がある」と言う内容の  
投書が受験生の文兒と稱する発出人によつて村田理事長に  
送られた。

関係資料

証三〇一.01

02,01

証三〇一.07

07

証三〇一.01

01

右の審議中、査問委員会委員長高田忠教授より、査問<sub>答申書</sub>提出  
否否会へ出向の要請書が使者川崎学生課長によって証三〇五.01  
直牛学長、山脇教務部長、祐乘坊科長鳴根学生課長  
02

三〇二

昭和一年月日

三〇三

多摩美術大学

証三〇二.01

01

三〇四 50.2.14 夜 村田理事長は右の投書内容につきの真相調査を  
藤谷部長と江尻教務オニ課長に命じた。  
右の命を受けた藤谷部長と江尻教務オニ課長は  
全子に保管されており試験作弊資料と上野の学生由  
村田理事長に報告した。

三〇五 50.2.15 午前十時、査問委員会は鳥美術館講堂より開会、後証三〇四.07  
審議が続行された。但し高橋満寿男教授はこの委員会には  
出席しなかつた。

右の審議中、査問委員会委員長高田忠教授より、査問<sub>答申書</sub>提出  
否否会へ出向の要請書が使者川崎学生課長によって証三〇五.01  
直牛学長、山脇教務部長、祐乘坊科長鳴根学生課長  
02

証一〇五〇三

の田舎へ戻りました。

但し、川崎农長の言ふ事は、直下委員長および祐永坂井科長は午後  
三時には室内に不在である。又、山脇教務部長および鳴根掌事  
課長は査問委員会への出席を拒否した。

三〇六

會 右の査問委員会の開催と知る五名の理事は、村田理事長に、訴訟記録  
「査問委員会の設置につき、二理事長の身分について、三理事会  
の承認を得た」重要事項に關する経費について、「議題とする理事  
会招集請求書を提出した。

三〇七

會 午後五時頃、査問委員会は審議を終了した。その結果、高田 参三〇七  
委員長は、直下学長が不入學とあって勤認し、山脇教務 証三〇七  
部長は不入學に直接関与した理由により解任に該當す  
参一〇三〇一〇  
旨の答申建議とその審議メモの整理を午後九時に完了し、  
参一〇三〇二〇  
村田理事長の要求があつて、同日午後十時過ぎ、高田委員長

昭 和 年 月 日

多 摩 美 術 大 学

三〇八

會 村田理事長は査問委員会の決議と審議内容を報告した。  
但し、この夜、二式を答申書は提出されなかつた。

証三〇八〇一  
訴訟記録

三〇九

50 2/16 午前中、高田委員長は高木助教授を古田助教授のもとへ 証三〇九〇一  
派遣し、古田元次郎君の入學當時の事情を聴取しその  
結果の報告を高木助教授より大西教授、高田委員長及び

" 〇二

03

04

三一〇

平野委員長の三氏立会で聞き、高田委員長は前日の査問  
委員会に於ける調査内容と一致すると確信を、二式の答申書  
を書く決心をした。但し、瀬島教務は審議に疑義あると答申書に捺印せず。証三〇九〇四  
直下委員長および山脇教務部長を解任する緊急告示が

一一

がなえ、附記とて入試本部長行と教務室課長森信氏  
とまと発表された。

重要学事の入試中に教授会の預り知るに斯様な告示かあそば  
祐乗校教授の強い要望もあつて、大西教授と高橋教授は  
前記告示の撤回と村田理事長に求められ、理事長は告示を  
否認し、査問委員会が開かれることは承知しない。査問委員会  
任命した覚えはないと回答した。

三一三 合、又、前日の理事会招集請求に対する村田理事長は、理事会会 訴訟記録  
招集の議題とするべき事項が見当らずと、理事会招集は  
當て見送ると回答した。

三一四 令午後五人の理事は緊急に集合し、直下山脇長と教務部長  
に対する解任・解職の旨示し無効であると、及び村田晴彦の理事、  
理事長との資格喪失を確認し、小口教授室に公示した。

三一五 50.2.17. 高橋滿寿男教授は、高田委員長に前日の解任告示につき事情  
聽取され、この旨示は誰が出示せられたか不明との返答があり、又、十五日  
查問委員会を開催した委員の氏名公表は拒否された。  
右の結果、解任告示の提示者不明とうして大西、高橋両教授  
はこの告示を撤去させた。

三一六 50.2.18. 直下山脇長教務部長は連名で、村田理事長函等  
証明より、兩名への解任・解職命令を無効として通告し、更に  
五名の理事は、教授控室に直下山脇両氏の解任・解職の  
告示は無効であると、この旨示をしたが、夜、撤去された。  
係官場所に無づと鳴根学生課長は確認した。

三一七 合、高田忠理事より大西、高橋両理事へ村田晴彦の署名  
參三一六

「「私印の押せ小ち賞之書」が手渡された。

その概要は

「高田、大森、高橋の三理事を規則改定委員会に任命する。」

「規則改定の完了後、学長選挙を行ふ。」

「新学長就任次第、理事長・理事・副理事長を一退す。」

「村田晴彦氏は理事長引退後、終身会長に就任することと。」

「大学が要請す。」

「理事長職引退時に村田晴彦氏に特別退職金を、又会長に対する年金を支給されること。」

「右の事項のみを審議す。評議員会および理事会を直ちに招集す。」

三一七  
No.

50 2 21 前記村田晴彦氏の「覚え書き」について検討すべく五名の理事

多 摩 美 術 大 学

集合したが、直下、山脇兩氏の地位復元が先決であると確認

三一八  
No.

50 2 23 曰昨日にも村田晴彦氏に至る間催未評議員会参考人より

昭和 年 月 日

は、山脇教授は解任され理事の資格を失ったとして、後任に多摩

多 摩 美 術 大 学

芸術学園長、松井良氏を理事に選任した。

50 2 25 一〇日前の二五日に三議題を提示し理事会招集請求を 訴訟記録

02

多 摩 美 術 大 学

三一九  
No.

村田理事長に提出した左右の理事は、重要な緊急

議題があつても拘らず、前述の如く議題とすら未取

れ見当らず、と理事会招集を見送ると一大的な村田

理事長の回答に、この五名の理事によつて理事会を開いた。

即ち、村田、高田、塙山の三理事は缺席したが、使者を通じて

この令に松葉理事就任の通知が届けられた。

この理事会に於て、直下学長・山脇教授部長の地位保全と

村田氏の理事会長等職務執行停止等の依頼令の提訴が決

定され、弁護士を通じて東京地裁裁判所への旨申請した。

50.2.27 午前八時頃上野毛学内に村田理事長名によつて「高田忠教授

が事務局長に就任し同時に学長代行となる旨の掲示がなされた。

今日右の掲示を知る各科科長は急速科長会を開き高田科長

も同席の上討論の結果、入試原案作成會議は從前通り直下

学長を議長とすることを決定した。

この結果、28日の入試原案作成會議は定期より遅延午後一時半より

直下学長を議長と用ひ審議を終了した。

50.2.28 前日に引き続き29日の入試原案作成會議は直下学長を議長 教授会記録

とし審議を終つた。

午後一時、東京地方裁判所に於て、二五日に申請された前記後者

について審訊が行われた。その席上、裁判官から入試業務につき

多摩美術大学

111111 No.

昭和年月日

三二一

調停案が示され、両方の弁護士の同意を得て、これを基づく協定書が作成された。その大要は三月一日の入試判定會議および合規發表にて、  
一、先に告示された入試本部長行、森教務課長は出席しない。  
二、入試判定會議の主査者は判定會議で決める。  
三、高田、直下、山脇は教授として入試判定會議に出席する。  
四、合規の発表及び通知は「多摩美術大学」として理事長名、  
学長名は使われない。  
もとで行はれた。

No.

三二二

50.3.1 昭和五年度入試判定會議は審議に先立ち、前述の協定書に基き教授会記録

早川教授が椎谷之俊議長となり議長の選出に入つた。議長候補。

オーストは直下教授、三宗は高田教授より提案の中立者。

あとは、オーストが多數の賛成を得て、判定會議は直下議長の  
もとで行はれた。

会議の日、早朝、直下、山脇の解任、解職ある高田教授を

111111

No.

三二四

50 3 5

事務局長兼学長代行として掲示は事務局にて撤去した。  
東京地裁との協定書に基き、互選により直下教授が議長となり審議が進められた。

教授会記録 訴訟記録

審議が進められた。

統括開示大臨時教授会に於いて二月一五日付理事長名による  
直下、山脇兩氏に対する解任、解職の辞令は認められないと賛成  
多数により決議された。

又、この席上、行先不明である教授会記録は江戸教授第二課長

村田理事長の命令により浮外に持ちし保管として事務局に預けられ、  
二月二十五日、東京地裁に提出された。前記依頃より申請に対する

答弁書が債務者(学務法人多摩美術大学、外一名)の代理人

(七名の弁護士)によって東京地裁に提出されたが、裁判官は元  
に簡単な眼を通したうえで和解を勧告した結果、双方の

参三二五

多摩美術大学

三二五

No.

昭和

年月日

50 3 7

三二六

50 3 11

右の和解勧告を受諾したにも拘らず、村田理事長は全理事參三二六

改選を議題とする評議會に於て十三日に多摩美術大学園で開  
催され、その結果、裁判官は債務者代理の弁護士に評議會

招集通知を各評議員に郵送した。

三二七

50 3 11

債務者代理の弁護士が、右の村田理事長の勧告を知り、東京地裁  
に、和解勧告受諾後に招集通知が出来た評議會の申立て

勧告と求めて結果、裁判官は債務者代理の弁護士に評議會  
の申立てを強く要請した。

之席上、債務者代理の弁護士から和解案が提示され、之を棄  
はれ、村田理事長の退任期日や、直下、山脇兩氏に対する退職の

明示ではなく、裁判官はこの明示を指示した。

50 3 12 昭和五年度大學院入試判定會議および昭和四年度美術  
學部進級判定會議が行はれた後、又刻臨時教授会が開か

教授会記録

三二八

No.	教授会記録	教授会記録	多 摩 美 術 大 学
三三九 50 3 20 50 3 22~23	三月廿七、廿八、廿九、三十と東京地裁において、双方より提案された和解条件が検討され結果、この日和解条件項が成立了。 大学院修了式、学部卒業式はともに学長告示は早山教授が代読と無事終了した。	上野至園書館会議室にて午後一時、臨時教授会が直下学長を議長として開かれ、山脇教務部長より三千五百歳誕生日和解条件の説明、直下学長より和解にたいし理由の説明、園田常務理事より和解に至る経過の説明があり、之を丁寧に和解の受文式は止むを得ずとの結論を全員で承認した。 又、この和解条件による直下信一教授の学長辞職、山脇國利教授の教務部長辞職および内藤頼博氏の学長代行就任を全員で承認した。	参三三九
三三一 50 3 25	上野至園書館会議室にて午後一時、臨時教授会が直下学長を議長として開かれ、山脇教務部長より三千五百歳誕生日和解条件の説明、直下学長より和解にたいし理由の説明、園田常務理事より和解に至る経過の説明があり、之を丁寧に和解の受文式は止むを得ずとの結論を全員で承認した。		

No.	教授会記録	教授会記録	多 摩 美 術 大 学
三三二 50 3 28	評議員会および理事会に於いて、直下信一教授は学長の就任を全員で承認した。	教授の教務部長辞職、および内藤頼博氏の学長代行	
三三三 50 4 9	次第十三回教授会において二月十五日の査問委員会を調査する委員会の設置が全員によつて了承された。	山脇國利教授は教務部長の職を遂に退き、村崎彦氏	
三三四 50 5 14	は退任し、内藤頼博氏の理事長および学長代行就任する事と承認された。	は退任し、内藤頼博氏の理事長および学長代行就任す	
三三五 50 12 10	る事と承認された。	る事と承認された。	

## 第二部 調査項目各事項に対する考察

本特別調査委員会が前章で採り上げた、調査項目に関連する各事項について、主とてその事実関係を考察する。

二〇一 昭和甲入年度多摩美術大学入学手続に関する事項  
一〇一 (48.2.9) について

1. ① この四者の会話は公開の場、即ち入試日の教授控室において行われた。

② 問題となる古田元次郎君の受験について「教員にて息」であるから入試には無条件合格させよから「安心せよ」と発言されと言はず村田理事長は教員とならぬが、この発言を三者が聞いたとして確認してある。

③ 然して古田助教授は、「この事は帰宅後、君の子自らにも申し渡して安心させよ」と言うのを村田理事長の発言を、帰宅後家人にも本人にも申しますひとと言はしてある。

多 摩 美 術 大 学

2. ① おまえ②から推測してこの会話は事実と判断する。即ち現時までこの会話内容を裏表すことは、事実を裏表す目的以外には当事者にとって大変苦痛を伴うが如きである。  
② ③ おまえ④からは、大学と個人を一手に掌握してた村田理事長の絶大な自信が窺われると共に、これは理性を持った発言の如く思われる。  
即ち古田助教授は、村田理事長の自信に満ちた発言はおかしからず、その発言内容を不適当と感じたが、家人にも元次郎君にも伝えなかつた。

一〇一 (48.2.22) について

1. 村田理事長の使者として山脇教務部長に古田元次郎君の合格取扱いを依頼したのは、理木林教授や一課長であつたと現山脇教授は言ふが、森謹長は否定している。そこで西田・井に、この会見の目撃者はが証人ととして現れるが、他の事実が出来ない限り、使者を森謹長とは断定する。  
2. 但し、當時直下学長は会議の席上、山脇教務部長より村田理事長の使者森信氏が古田君の特別のほめられ方の依頼に未室へたことを聞

かざる、否はふうを拒む一と証言する。

3. よそ當面時、山脇教務部長は、この時未だ古田元次郎君の受験を承知しなかつたこと、および合格取扱いの依據があつた事は認める。

一〇三 (48.2.24)につき。

1. 本學に現在保管されてゐる(秘)昭和甲大第7回入試判定資料NO.51には補欠、七八名とのみ記載してあるが、昭和五〇年三月七日、在京地裁に提出された債務者答弁書に添付した前記資料NO.31(當時大學に保管されていた資料と判断する)には、丁(1)、〇(4)、S(1)、GD(3)、A(1)の計10名が補欠として増加記入せらる。

2. 右の10名中、入学上手は、丁(1)、〇(2)の計3名である。但し判定原簿簿記すれども判定項目には否印が捺され即不格と小書きあり、欄外に印を得て即入学といふ。

3. 前1項で問題とした補欠10名の各自の總合表は各自不愛願した科

多 摩 美 術 大 学

の合格最低点を統べて上回る。

4. よつて右の十名は原案案作成會議において、寄付金申込書から不格

の判定を得たが、入試判定会議において補欠に採用された十名と判明した。

5. しかし、2項で問題となる(否)印と(印)印の不合理な關係は、補欠と承認されただ後も訂正されず(否)印のまゝ放置されたのは、入試判定上の手落としと判断する。但し、この手落が入試合格判定との誤りに発展しなかつたのは幸いである。

一〇四 (48.3.22)につき。

古田元次郎君が三百七十多摩芸術學園に勧書を提出し、その入学、試験に合格し、三月二十二日入學手續を済ましたのは、三月二十二日には本大學の入學手續は締結され、本大學への入學を村田理事長の言明にも拘らず、この時未だ古田君が得なかつたものと見る。

一〇五 (48.3.6)につき。

この直下、学長の辞意表明は、村田理事長の教務会、理事会

き全く無視した独断専行のもとでは、学長の責任を全く負ふこととなり、それで、そのまま常化を要望した。矢先に理事長は「一的に合格者の二割増を要求し、又入試判定原案を作成会議には特別な指示をするなどあつたその結果である」とが、最初に学長が辞意を伝えたり、當時の常務理事東園田泰平氏による証言から、直下、山脇兩教授の陳述と一致する。

106 (48.3.9) につき。

直下学長の辞意を園田常務理事が村田理事長に伝えたり、理事長は、「今、辞めなくては困る、是非共留任を願ふ」と請うようだと言は小、辞意の固い直下学長に園田常務理事は山脇教務部長と乍ら、数回に亘り、翻意を促し、意見の交換の結果、添付の「項目」なる確約書を作成した。先づ直下学長の同意を得て、小字お印理事長に提出し、直下も翻意を得、捺印ともよどまらず、理事長は言はずかず、直下学長は取引書ではないか」と捺印の要求を

昭 和 年 月 日

多 摩 美 術 大 学

せずに、村田、直下の両氏は、この確約書の実行を了意あることをお互に確認と、直下学長は、辞意を翻えたりとの園田泰平氏の証言は真実と判断す。然しこの二項目の確約書は、主として、大学業務と法人業務の明確化へ向けて、教授会と理事会の協力を誓う合意の内容があつたが、當時七十歳であった村田理事長が兼任の事務局長職を退くことに伴う元のほどの職の停年がナシハオという制度による事務局の結果から、あくまでも、この確約書にこの退職の件まで明記し、実現しなければならなかった。この事は結果的に見て、村田理事長をして、直下学長との確執を増大させ、前記確約書の実行が無実となる原因を作つたようと思はれる。

107 (48.3.31前後) につき。

1. この事項は昭和五十一年二月二十六日、東京地方裁判所に提起された。理事長等監査執行停止等依頼命令申請書類中によると、全年有三回付の山脇國利教授による陳述書に表明されて、之が調査の発端となる。

No.

No.

2. 右の陳述書には山陽教授が當時の岡田常務理事と今道と、岡田理事長に相談した結果とあり、そこで本特別調査委員会は現在財团法人日本女子社会教育会常務理事の岡田孝平氏に當時の様子はつき、陳述をおめたところ、山陽教授の陳述内容と全く一致あり、他、故人岡田理事長の証言は直接入手不能だが、この特別入学許可の指示を責任をもつて表明した者は岡田理事長自身であると判断する。

3. 右の経緯を詳細に述べ小は下記の如き事情となる。

1. 岡田常務理事は岡田理事長より昭和四大年度の入学料金を二割増とす。要求を受けてから、當時の大学施設状況が増加の範囲は精々一割と考え、この事が前記補欠人員を増やすことは、一〇三(48.2.24)の項で判る如く十名程度で終つた。

II 然て、合格者の入学手続きも終り、補欠を含め合格者様上りても、全般に入学辞退者が多く、増員などは特に公表せず、専攻は定員を五名以下に了

二ととある。

III 右の結果と、岡田常務理事は山陽理事長と同道と、岡田理事長に各類事務内容と共に報告し、その対策として岡田理事長より、明てから要望のある古田元次郎君の権利入掌について不可否の意見を問つたところ、岡田理事長は速座に入掌せしめよと言わ、そこへ之際更に二名の権利入掌追加について意見を求めたとき同時に大學させよと承諾した。

IV 前記権利入掌追加の二名の内、一名は、岡田常務理事の記憶では、本学にて多年文教予算獲得と特に科学振興による実力と得て國會議員の紹介と文部省關係者より推薦があたる者で、他の一名は、この年(昭和大年)の受験には失敗したが、本学への入学に大変好意一意を示し、次年度の入試まで、出来得乍ら、本学の職員に採用されても美術を修得する好環境を勧誘したうえ、願い出があつて、権利入掌追加の候補者として山陽理事長が举げられた者であつた。

No.

V. 岡田・山脇の両氏は理事長と、権上入掌の可否と、その候補者三名についての検討事長の意見を求めた結果は、同意が進んで、学長と協議して、学長は、その必要はない。自分が企画性をもつて、学長室にはその責任を負はせないから、直ちに入学の手続をどうするかと力強く明言されたまことに至った。

4. この事は、村田理事長が古田元次郎君の無条件合格を入試中に確約したと、同様に大学の法人業務と大学の学事業務について、その明確な責任を離脱の原則を無視する結果を招いた。

勿論、岡田・山脇両理事は、村田理事長と共に経営者の立場から、入掌人印の増加と願つて、理事長に増員の処理の方法について意見を求めたことは解るが、前述の山脇理事の発言の如く、「は飽くまでも理事長には意見を求めたりが、」である。学長と協議して、学長の責任に於て処理することには明確にて、山脇理事は教務部長の立場で、「権上入掌の手續は、多摩美術大学

踏切る前に、権上入掌の可能性を未來の学事業務とと先に固めようとするのである」と信ずる。

但し、右の処理の結果は権上入掌が実現したか否かは推測できまい。

5. 昭和五年五月二十日に開かれた監査同委員会には、記録と藤谷監査官委員が、理事会長に昭和四年度入試不正事件に因りて否かを質問した結果、大略「今まで教員の子弟の入学につて便宜を計りた」と考へ、教員と話したことはあるが、具体的なものではなく、不合格者の入学は断りて許さない併し補欠候位決定はあつては多分の考慮は考慮される。  
と理事長と  
言はれたと口述記録があるが、村田理事長はその口述した時より、病気からして最も高齢であるが、記憶薄から真実を説明する結果に至らなかったと考えます。然に推測によれば、即ち少なくとも前述の権上入掌の指示は、不合格の取消しによる初々入掌が許されることはないとある。

一〇八 (48.4.28) につづて。

この様上入室許可者三名の合格通知発送に関する、山脇教授と  
森教務オーナー課長の陳述は一致する。更に森課長は山脇教授に  
古の合格通知発送の依頼を受けて席上、「少なくともこの件につき  
科長會議にお掛けにならざが宜敷うるはないか」と言つ發言を  
したと述べてゐる。

二の陳述は二の様上入室許可の發送を口頭の發言に升せりと考へる。  
一〇九 (48.4.2以後) につづて。

1. 山脇教授は各科科長に電話で様上入室の内諾を得たと陳述するが、  
當時の、各の科長の中、この電話を受け承認した記憶にあり。科長四名で  
記憶にない科長二名、その様な電話を受ける筈がないと言はず。科長一名の  
計七科長で、當時の油画科長は故人とならぬ記憶は得られない。電話連絡  
の有無は当事者の記憶が一致して始めて確定す、即ち内諾を得た確証は  
にまと詮言である。

一一〇 (48.4.2以後) につづて。

二の向合せ電話を受けた森課長の詮言によると、古田助教授は向合せたがどう不記憶  
にまと詮言である。

一一一 (48.4.18) につづて。

1. この第五回教授会の出席者四十名中二の山脇教務部長による様上入室  
の説明と事後了解を求めたのち、教授会が手を承認した記憶の有無について  
調査した結果は、説明者の山脇教授と故高麗教授を除外し三十人名の内、

一、記憶にあらず。

二、説明を聞いたが、承認したが、不記憶にあらん。

三、誰かと記憶がないが、論題として提出された事と考る。

十二名

一名

多 摘 美 術 大 学

四 記憶がいい人  
五 教授会が承認した記憶がない人

三名

六 承認したことはないといつて

二名

七 記憶にないという人

十三名

八 記憶がいいと答えた者は全部で三十二人。その種の事実はあります。  
あり得る可能性さえもあります。各一名  
以上、その表現はいろいろですが、記憶には、範疇の人が二十名で、特に「承認した  
記憶が無い」と言はず人が數人おらず、これは教授会でこの件に関する  
何を言ふ人を終ったと言はず人が多くうえ、即ち默認であると答える。  
然して、兎角この件の記憶者は十二名で、承認した記憶はないが説明を用いた  
ところを含めれば十三名となる。どもアル、この件は以前記の如き説明があり、默認  
の形で認められたと判断できます。だがこの件は教授会記録に記載されて  
ない、某はこの件が微妙な内容を含む段階で削除されたと聞こえています。併し  
俊介ア微妙であることを記載されることはあつたと思はれる。

多 摘 美 術 大 学

2. 古田元次郎君が多摩美術大学園に退学届をこの日、十八日休で提出したことを  
に附して、翌十九日に受理せざる。即ち教授会で本学への入学を  
認められた結果と思はれる。

一一二 昭和四十九年の学長選舉に因連する事項  
一一一 (48年末)から一一一(50.1.31)までについて。

右各項の概要は主として東京地裁所昭和五年(50)年四月二〇〇五年事件(理事長等職務執行停止等依頼命令申請及び教授、学長理事等の地位保全依頼命令申請に因する訴訟)における債権者及び債務者の陳述から要約して、昭和四十九年の学長選舉に因連する事項として年譜に構成した。

この以降の各事項は直接には以前述の擇上入掌許りの件と後述の査問委員会の開催の件と係りあひはないが、上記の二件の隙を埋めるものとして、要約ながら一応掲載せざるを得なかつた。

そぞ一一〇項より一二一項まで二十一項の内、擇上入掌許りと査問委員会の二件と何等かのたゞも關係ありと思はれる事項についてのみこの節では擇り上げることとする。

昭和 年 月 日

多摩美術大学

一一〇 (49.4.30)について

この日開かれた評議會は評議會有志の異議申立から議案審議の時より提案あとなり流会となつたが、村田理事長は前月初田弁護士の斡旋案を受諾した通り、六月末に退任の意を自ら表明された。たゞその交換条件とすた学長選舉の実施は理事長の意向通りの結果を見出せず、大変に不本意であつたと思はる。

この評議會有志による異議申立ては、席上評議會有志の確認があり、村田理事長ふる塙山評議會の兩氏のみによると確認されたこと、又学長選舉の実施直後に開かれた評議會に於て何等の説明なしにこの三千百票を定期不正と考へ会員小は村田理事長の苦惱が推察される。

その結果であると後から考えられたが、村田理事長は「本學には黒い雲氣がある」といつ、この時までは全くや要のない内容不明の発言

No.

No.

ちゆうじととなつた。

一一三(49.6.2)について。

四月三百の評議員会における村田理事長の「本学に亘る一審がある」という発言の内容が、塙山理事長より表明された事によるが、示された商談理事長は、何故、種々重要な内容を打明けたか、理解せず、他言を述べたと言はれる。

一一五(49.8.23)

この二度目の会合で商談理事は塙山理事より「不正入学者は直下院長と山脇教務部長の責任であるとの旨明す、初回村田理事長への協力要請の際に兩度に亘り会議を依頼されたと判断している。

No.

昭 和 年 月 日

多 摩 美 術 大 学

一一〇三 昭和五十年開催した検査問委員会に関する事項

一一〇一(50.2.13)について。

1. ①この投書は、「私は今年度多摩美術大学を受験する者の一人ですが」と書かれている。

この場合、「父兄ですが」とは学生の保護者を指す言葉別名稱で、「私は父兄ですが」とは通常言はず、父、母、兄、姉等と名乗る。但し、父兄の二者が代筆者の名乗ることは、適当な表現である。

②次で、現在貴大学に在校とする学生が下記の事につき確実な事実を知りとある。

併し、本学に在学する学生が、自大学の不名譽を與えと口外することは考えたくない。  
 ③更に、その学生が田大年の合格発表の際不合格になつて、誰もが知らず現在なお在籍している事実。この事は決して事務上の過失とは認められず、作成的に行なが行なわれたことは明白であります。とある。

No.

この「合格発表の際不合格になつてはもなかはず」と言つてのみを判断したり、  
或はこの投書を信ずる要素とせず、「事務上の過失とは認めらず」とは学外者が  
何故判断せよのか、更に作風的不正が行なわれたなど不、学外の者が明白」と  
言ふべきではない。

(1) 引続でなお私立大学の場合若干の點、裏口入学などもあとは、常識ではあまざが、示す補欠入学者のみに許され操作のものと判断した事。然るにこれは、まさに社会常識を越えた不正であり断じて許しかたいと信じてもものがであります」とある。

前述の如く「不合格となつては入学した」との言つては学外者の投書と判断の可能性もあるが、補欠入学者のみに許され操作のものと判断したと、本学の場合には補欠者は裏口入学。補欠者が否か学外者には不明である。この事からも学外者ほど学内者よりも入学手続の操作に精通してゐるものから、この投書を書く情報は入手できない。事実、村田理事長は裁判の答弁書の中で、この件

多 摩 美 術 大 学

につき、「本法人大学に關係あると思はる」、「父兄から」という表現を用い、投書の文面による「専門上に在校としての学生から下記の事について確実な事実と知り」とは大いに異なる。

2. 以上を総合すると、園田常務理事と山脇理事の相談に応じ、村田理事長が操作入學に全責任を負うと説明した証言と、塙山理事により村田理事長が発言した「専門上之密の内容を荷蓆理事に説明した」と考え合はせば、この投書は、村田理事長の指令又は示唆によつてなされたものと判断しても致し方のない表現がなされてゐる。

又、この投書が、理事長、学長、教科長以外、即ち学外者が知らぬ筈の教務の理事会案にまで、御了対にされて送られたことは、猶更不審を深める。  
事実、昭和五十一年十二月十五日の査問委員会開催に値する問題にあってはと答申書にもある。  
人不明であるところ査問委員会開催に値する問題にあってはと答申書にもある。

藤吉部長は口頭で、江戸課長は調査命令書によると

No.

No.

昭和 年 月 日

No.

三〇三 (50.2.14) について

多摩美術大学

八九は藤吉部長が江戸説長の証言によると、村田理事長の命令とは言え、大学の室需要入試用原資料が学外に持ち出され、考観小室へ入らずで抜かれたことである。三十日(50.2.14夜)について。

査問委員会は村田理事長によって選出されたが、その選出理由は不明である。入試期間の最初に敢て強行する程、室需要を査問委員会であるはずの委員会は全學的な委員会を筆頭とし、査問委員会をもつて設立の必要性を不向にても、少なくとも全科の査問委員会を選出すべきで、これは全學的な構成とは考えられない。三十五(50.2.15)について。

1. 本学の近くとは言ふ、学外にありて査問委員会は開かれず。入試期間中といふ理由からであるが、入試に全室が提供されることはない。十名前後の會議室は充々に確保出来た筈で、村田理事長は事前調査の結果、確証を得て査問委員会を招集したが、以上、堂主などと学内で開催するが妥当があつたと思はる。

2. 高橋満寿田教授が出席しなかつた理由と、入試期間中と、矢野も當時、教授会理事会とおなづけ議論をしない、査問委員会に不安を感じ、入試業務を放棄してまで出席しなかつたと陳述があり、又高田忠教授の陳述の中にも、「高橋先生は、入試業務を終了しなけれど出でるが、出でる」と述べられてゐる。

3. 高田委員長から査問委員会へ出席要請がされた、四者之内、真下学長と祐乘坊教授は、三時半頃堂主に至り三時頃には、直下学長は東洋大学の自定に在室、祐乘坊教授は、自室から橋への途中である若宮と陳述され、午後三時の時まで出席要請の使者となつた川崎学長と課次長による学内の不在の報告と一致するが、査問委員会合申書方に書かれてはなく、行先不明ではあるが、事実、川崎学長は、雨荒れの在否の確認のみで、行先調査については聞知しません」と証言されて、又査問委員会となつたうち内四名が川崎学長の報告によりて行先不明と判断したこと述べてゐるが、勧めま

出席要請の文書は採り下さらないと思はる。

山脇教務部長および鳴根学年課長が出席を拒否した事は、関係者全員の陳述と一致する。出席拒否した理由は「入試中である」と、査問委員会の存在を教授会も理事会も知らなかったことを出向を拒否したこと、山脇教務部長は述べ、更に鳴根学年課長の叫び出しに対しても同様の理由で出席拒否されたこと、又、直下学長の呼び出しされは全くとも留守と領取る山脇・鳴根両氏の許には齎されないと附記された。

以上の如く両氏も出席権不享有とも、両氏が入試期間中こそ重要な職務執行であるから、査問委員会出向へ賛成する処置を採るべきであつたと思はる。

### 三〇六(50.2.15)について。

この理事会招集請文書が提出されたのは、各理事に投票の日より送られた事と高橋理事にも査問委員会出向へ賛成する処置を採るべきであると説明され、山脇教務部長より査問委員会に届けられた。

### 三〇七(50.2.15)について。

この査問委員会はその答申書の取扱い(なお手に入試について、更に完明をつづけず全く一致の意見をもつてこれを承めた)とあくまでも、一日の審議で答申を決議した。これは藤井査問委員の証言の如く、この日の内に答申書の提出を村田理事長より要請されたことをによると思はる。

### 三〇八(50.2.15)について。

右の結果、査問委員会の答申通り、村田理事長はこの日深夜、便書によつて解任解職の辞令を直下・山脇両氏の自宅に届けたがあつて、一日の審議による答申決議を村田理事長が要求したのは領取る。

### 三〇九(50.2.16)について。

No.

多摩美術大学

1. 高田委員長が高木助教授を介して古田助教授より事情聴取したのは二人の仲の良さを見るに見えて、と高田委員長は陳述する。その後果たし高木助教授から高田委員長平野委員長が大西教授三氏立会い開かれた。高田委員長は前日の答申建議の裏付を得て、ひ式な答申書を書き終らせてと述べるが、然し大西教授は高木助教授の報告を聴いてソナリと言はれ、但し古田助教授は高木助教授の質問に回答され、詳しい事実記憶はないが、昭和甲午年二月九日村田理事長と取り交わした会話内容話を出来は憶えないと詫びて、高木助教授の陳述によれば古田助教授から、元次郎君が多摩美術大学に在籍して、又、入試判定会議には合格する補欠でなくとも入学を許されたこと、また、入学の経緯について約一時間話して聞いたとあります。

次に、この高田委員長による裏付調査時には既に直下山脇雨氏の解任解職の緊急告示がなされた。前夜の解任解職の辞令も既に手交され延期されても調査対象を抜けて更に慎重な審議であると思はれる。

2. 瀬島委員長が査問委員会に出席したのは油田科長としてこの委員会大室大會議であるとの認識をもつてゐたが、会議の内容が納得出来ず、答申書には捺印せなかつたと述べている。

即ち、査問委員会の答申出席者含むの意見一致ではないことを認める。

三一〇 (5/26) につづて。

この緊急告示の指示および査問委員会の任命を否認した村田理事長の代理権限は、少々とも告示の撤回を交渉した高橋教授には査問委員の依頼、北と査問委員会への出席要請を理事長村田晴彦名を

No.

昭和 年 月 日

送らざるをあつてされば、不可解と言はざるを得ない。惟一考へらるるには告示撤回要求に直接回答を避けたことである。

三一(50.2.16)について。

この理事会に招集請求に対する村田理事長の招集を廻答する理由は、二点又、オ三者には不可解であるとが言ふ様である。

三一(50.2.16)について。

理事会の預り知らぬ告示であると、又一人の確認を兩確認してこの公示になつたと思はれる。

三一三、三一四、三一五、

この時來の教授会各位は入試業務に追はれ、欠見護るの子情況にあつたと思う。

三一六(50.2.20)について。

齋藤理事は学長は直手信一氏であると、学長代行と辞退

No.

昭 和  
年 月 日

多 摩 美 術 大 学

一七(50.2.21)、学長選舉を行はんといた村田理事長の願いは実現しなかつた。

三一七(50.2.21)について。

右の結果、この後外人申請があつて裁決と提出されると内定せられたと思ふ。

三一八(50.2.25)、三一九(50.2.25)について。

村田理事長が新体制の確立を成し強行しようとした現状としか考えられないが、このことは、依頼への提訴を決定づけたと考えらる。

三二〇(50.2.27)、三三五(50.2.10)について。

この三二〇項以下三三五項までの各事項は教授会各位の御記憶に新しくて、特に説明を加えた必要性がないと思はれる。

No.

### 第三部 調査事項に対する総合見解

本特別調査委員会は調査対象の主体とすた昭和四十年度の入學手続を処理から、この手續が問題を発生させて、查問委員会が開かれ、その答申の結果、学長および教務部長の解任辞令の発令を見て、訴訟に持ち出され、和解に至るまで、故村田理事長が全般に白一つで何等かの意味で関与小さく笑とも思ふと想ふ。

- 三の一 昭和四十一年度多摩美術大学の権利入學許可について。
- 一、昭和四十一年度入試の学科試験日（三月九日）に村田理事長は古田元次郎君の無條件合格と確約した。ニ、村田理事長の発言は子供可愛さによる母親の如き情緒的人情から出たものと解され、其故に知的な重い処理を必要とする大學入試とは相容れないとある。
  - 二、次も二月二十一日グラフィック入試判定資料作成会議の席上に、村田理事長は使者を遣はして、古田元次郎君の合格取扱い

昭和 年 月 日

多 摘 美 術 大 学

文を依頼したが、得失不足から、この村田理事長の願いは取り上げられなかつた。こゝに大學業務の入試に対する村田理事長の干涉が始まり發展を見る。

即ちこの時莫ひは古田君の入學可能を村田理事長は諦めたが、前述の如き、情緒的人情は拒否の形で剥離され、その欲求は止む。三、この年、入學辞退者の統計が定め不足をきたし、その対応策として園田常務理事と山勝理事は特別入學許可による補充について、さま可否を村田理事長に相談した。

この相談に、村田理事長は即座に古田元次郎君を含む三名の権利入学者、直下学長の了解を得せず、承諾し、指示し、更に学長に責任を負はせず、父安なしと言明している。一小は、この三月九初め、直下学長の辞意を慰留せざるべく、園田常務理事の手による確約書をつくり、理事会と教授会の業務の权限を明確にすると、

村田理事長は詫ひ上げたばかりであつて、當初、直平学長にこの件の承諾を求めるは、权限逸脱により拒否される可能性を理事長は察知したゆめと判断されます。

ここで園田常務理事も山脇理事も確約書の内容を熟知している以上、大変困惑したと想像する。だが、右兩理事は仮令それが村田理事長の嚴命であると、教授会に事後承諾の形で了解を得るうではなく、特別線上入学許可の可否について理事会の要請として、時間的制約を越えて、教授会の議題として審議すべく努力すべきである。

然しながら、山脇理事は教務部長とて本校教務課主任に前記三名の繰り上げ入学手續を進めた。しかし鳴根助教授の進言もありて、山脇教務部長は、各科科長に、この件について内諾を得て連絡をし、了承を得て（現在この件の記憶者四名）後、名古屋に

帰宅中の直平学長に、この経過を電話にて報告し、各科長の了承を得たことを承知されたと想い請し、一方、学長の諒解を取りつけたものである。右の結果は、や五日回教授会に事後報告され、默認のかたちではあつたが承認された。

四、この擇上入掌の处置は事後報告故に、何とか教授会の默認を得たが、勿論、私立大学における緣故者入学許可の社会的通念は存在すまとも、基本的には大学業務執行のルール違反が根底に残る。

しかし以上の経緯からすれば、村田理事長の指令から発生したもので、あくまで、事後承諾の形式であり、教授会に報告せざれ、了承を得てから以上、このまま解消されたと見よべきである。従つて、仮令不ふ入掌と断定とも、当時の入試判定の責更任者である直平学長と山脇教務部長の2人の責任とは判定されない。

即ち當時の学内に於けるが村田理事長の強力を体制下にあり、個人の意志表明に基づきを掛けて働きがあつたにとも、この様上入学許可の審認は、教授会を構成する全員の責任である。

やむを得ず深くこの事と反省する必要がある。

附。更に前記特別入学許可者の本学における学業は精勤坊科長の言によれば、充々と修得されており、その处置につきは不同に附すが、適当と考えらる。

猶、今後、寄付金申込の際め、第一回の補欠候補者から除外され、否印と附し、教授会の賛成を得て後に、印を得た者については、責任者立会いの上で年月日を記入し、訂正捺印する手續をも得て訂正することを願いたい。

No.

昭和 年 月 日

多 摩 美 術 大 学

### 三〇二 昭和十九年の学長選舉前後の経緯について

一、昭和四十八年三月初旬、直下学長の辞意表明から、村田理事長は理事会と教授会の权限を明確にして大学の運営を計らつと、直下学長と向に、確約書を取り交し、更に停年制による事務局長の職も退かねばならぬ結果となつた。

次に、村田理事長は、この大学の創設以来、長年月に亘り經營努力した経験から会得した経営方針を時代の要請に応じた方法に切替えるには、余りにも大學經營の全責任を一人で背負ふ過ぎて長たれが、前記確約を果して得なかつた。

更に、理事会でも確約書の実行を迫らるが、遂に村田理事長は理事長既往の經營方針、即く理事会及び教授会の統へて一年に掌握して全責任を負う方針を固持したと考えらる。この解釈に基づけば、以後の村田理事長の行動は理解できます。

No.

二、昭和四十八年末、村田理事長は明年四月に学長の任期は終了するとして学長選挙の実施を表明した。

理事会は、村田理事長が、学長の任期を二年とて学長選挙を実施すと、明に表明し、その対策を協議中に、村田理事長の資格問題が提起された。こゝに理事会を構成する多くの理事と理事長に向て、新たに溝が出来たと思はる。

三、そこで村田理事長は弁護士に計り、選挙によるない学長更迭と教務部長及び校事室長の辞任方法を相談したが、弁護士は学長選挙と村田理事長退任を交換条件とした斡旋案を示したが、村田理事長はこの提案を受諾せざるを得なかつたもと考えられる。

四、その結果、教授会は当時、学長の更迭を必要と認めず、又、任期を限定すべきか否か学長選挙規定に反対すると、協議会及教授会によつて、昭和四十七年の学長選挙と同様にセレモニーとして理解し、教授会は学長選挙の実施を承諾した。

五、依りて学長の任期を二年と限定したとしても、この学長選挙のスケジュールは、直下学長の任期中に決定され、それに従つて新各科長も評議員会において承認もされ、その席上でも、右の学長選挙日程につき、誰とも異議の申出はなされなかつたのであるから、依今直下学長の三年任期とする任期終了後に選挙が行はずつとも、その選挙手続きには異向は残らなかつたのである。

然し、村田理事長は理事長引退後も本学の終身会長として留まる意向を持つ以上、意見の違う直下学長の兩任を見るのは耐えられなかつたと考えられる。そこで直下氏以外の学長立候補者

を選定する準備をしたと思はるが、四月廿六日の学長候補者選舉までに適任者が得られなかつたもと推測される。

そこで、この学長選舉はセレモニーであり、且つ直下教授以上には立候補者も存在しなかつたので、直下教授が選舉会合を、表面上は何等異論もなく学長候補者に選出された。

四月三十日、学長候補者同意について評議員会が開かれだが、ここで評議員有志より、今向の学長候補選舉につき異議の申立が村田理事長に提出されたとして、村田理事長は異議申立の理由八条を読み上げ、この異議申立理由を検討のため、議案審議と一時中止す旨発言した。直後、右異議申立の評議員有志を確認す。要求があり、その結果そしは村田理事長および塙山評議員の西氏であることが確認され、更に議事進行の動議が提出されたが、塙山議長は評議員会の開会を宣言して議事は打ちられた。こゝに

直下学長承認手續までの延引が始まり、以後翌年までこの状態が持続されることとなつた。

又、この評議員会の席上、村田理事長より「本学には黒い雲霧がある」と言ふ内容不明の発言があつたが、この時莫では、この発言が何を意味するか、又この内容が如何なる問題に発展するか、大多數の評議員には推測し得なかつたものと思う。

六、同年六月七日、塙山惇臣理事より斎藤彰爾理事に会見の申込みがあり、塙山理事よりの報告で、前記「黒い雲霧」と言う村田理事長の発言は、直下学長が山脇教務部長による学許可を意味すると斎藤理事は知らされた。次いで八月二十三日、函度、

兩理事の会見では、右の不公正な許可是直下学長と山脇教務部長の責任であると塙山理事より斎藤理事は聞かせた。  
この二回に亘る塙山理事の発言の真意は何處にあるか判然

とは齋藤理事にも理解できなかつたと言はル、又塙山理事からは当委員会より送られた質問書に、現在まで回答せぬので、右の真意はさうがどうも不明である。

但し、齋藤理事は中立的立場にあり、村田理事長は齋藤理事に積極的な理事長への協力要請をされてのことと、現在、同理事は推測ざるでいる。

以上の諸事項から昭和四十八年度の権上入學許可の件は、直下学長および山陽教務部長の更迭材料としての可能性につき検討されつたとも推察される。

七、四月三十日の評議員会で村田理事長は、人手不足の図書館が完成す、六月末に退任して名誉会長になると表明したが、幾回となく村田理事長に請求された理事会及び評議員会の開催もなく、遂に八月に図書館は完成したが村田理事長退任の動きもなく、直下

学長承認の手續も行はれなかつた。

この後、齋藤、大西、高橋、山脇、岡田の五名の理事は村田理事長の資格喪失の確認書を、村田晴彦氏に昭和五十一年八月八日、伝達するまでの事態となつたのである。又同年一月三十一日、前記五名の理事は理事会の額り知らない村田理事長の独断な行為につき、その経費と本法人の経理を支出すること、承認したこと、確認書を村田理事長に送附し、共に理事会招集請求書が提出された。

こゝに於て、村田理事長は、その進退を愈々明確にせざまを得ない状況に置かれたのであるが、公的な場で話し合ひに至り事を処理する方法を回避し、続いた村田理事長は、増々一方的な行動による解決を見出さず、方法は取つた、もうと思はる。

## 三〇三 昭和五十一年の査問委員会開催経緯とその答申について。

一、昭和五十年二月十二日、村田理事長に送られて来た「投書は文面の表現と、そのコピーが数名の理事及び祐乘塙科長にまで届けられた事」と併せれば、義務人の「多摩美術大学を受験する者の父兄」と言う表現は真実、受験生の保護者たる親、又は近い人か否か、可成り疑問である。若し、投書者が、受験生の親又はその相当者であつたとすれば、昭和四十一年度の「擇上入学許可」内容に精通して、学内者が聽取しなければ不可能な投書だと考えねばならない。

又、この投書から、直木学長は学長を、山脇教務部長は教務部長と共に退き、村田理事長は退任するまことに至つたのであるから、その時までこの投書者が何等かの心対があつて空氣と考えられるが、この件があつたと聞かれないことも不可解である。

## 二、兎も直木に受験生の親からの投書であると判断されたもの

猶更に、村田理事長は、その経営方針から法人業務と大学業務の統合に亘つて責任を持つ覚悟の上、昭和四十八年度の「擇上入学許可」を指示したのであつて、その責任を内外に明確に表明して、理事会自身が本学の職から退任すれば、この問題は早期に解決されたものと思はる。

三、兎も直木は入試期間で、全午校舎では授業のない休暇に入つてあり、存立までの対応は無くて済むばかりでなく、入試業務で多忙な各教職員には時間的に他を振返れる余裕はないが、この時節に、前記の投書があつたことは、村田理事長にとって、理事会にも教授会にも詰らず査問委員会を構成し、入試関係書類を全午校舎から入手する好期であつた。

この投書があつた十三日夜から翌十四日の夜まで一昼夜の間に、村田理事長は入試関係職員よりも勤勉として査問委員会への提出書類を

四、村田理事長より査問委員会の依嘱、同委員会への出席要請を完了した。

の計九名で、三島、高橋、満寿男教授は依嘱された時は教員七名、職員二名  
すべく内容につき何等情報入手せず、又理事會にも教授會にも  
議題が提出されていない査問委員会への出席に不安を感じ、出席  
要請には応じなかつた。又瀬島好正教授は審議会議であるとの  
認識から油壺科長とともに出席したが、出席委員は全科から選出  
されどなく、審議内容に納得がゆかず、答申書には捺印しまかつた。  
五、査問委員会の決議は直下、山脇西氏の行為は多摩美術  
大学教職員任免規則第十八条第五号に該当するとなつてゐる。  
その理由として試判定會議で決定した不合格者を「当な入学手続  
の完了した後に教授會の決定に反し、入学させたとあるが、この手續  
が何故行なわれたか、その経緯は解明されない。

六、査問委員会が前記入学手續を不正入学と判定した条件。

- ① ⑤印が押された試判定會議で不合格と判定されたにも拘らず、④印が  
併列されて入学許可の手續がなされた。
- ② 右の者が得満は試判定會議で決定した入学最低得点を下回  
ていて故、事務手續上の誤りではない。
- ③ 従つて、寄附金の申込がなく、合格圏内にあるが、一度不合格と去  
者を、教授會の承認により補欠に採用した対象者とも異なる。  
教授部長の指示により仕方なく、不合格の古田元次郎君に入学通知  
内容が披瀝され、その内容から直下学長はこの採上入学処置を  
察認されたと判断した。
- ⑤ 森教授や一課長の供述によつて、入学通知發送手續終了後、山脇  
教授部長の指示により仕方なく、不合格の古田元次郎君に入学通知  
を発送したことが判明した。

⑥ 塩山査問委員の發言から、多摩美術學園の佐々木則之先生の供述を得て、古田元次郎君は、多摩美術學園に入學したが、四月六日には退學願を提出し、不合格であつた多摩美術大學に入學したことが判明した。

⑦ 江尻教務室課長の供述によつて、樺上入學手續書が発送され、事務員の間で二点が話題にはつて、古井、岡田常務理事が「學長も教務部長も皆知つて」と、減してたとが判明した。

⑧ 藤吉査問委員が村田理事長に、この事件に關係したか否かを尋ねたところ、大船「今まで教員の子弟の入学について便宜を計りたいと考え、教員に詰めたことはあるが、具体的なまではせず、不合格者の入学は断りて許さない。併し補欠順位決定においては多少の考慮は考慮らぬかと相當教員より相談を受けたことがあるが、断つた。……」と言はれたと、その口述記録が提出された。

⑨ 査問委員会に出席要請をして、山脇教務部長および鳴根学生課長からは出席を拒否され、又、直下学長が否認された。直下学長は出席要請をして時事には兩民共、学外にて行先不明であつたが、既に不行方の実態は物証及び人証によつて明白である。

### 七、前記査問委員会の判定条件に対する見解

i) ①、②、③の各項については、以下に逐条通じである。

ii) ④項は、直下学長が樺上入學許可の経緯を承知したこととは當然だが、この程度の供述では何故樺上入學処置を容認したのかは解明されない。それが認定材料としては不足であろう。

iii) ④項の江尻教務室課長の供述について、鳴根助教授は本特別調査委員会に対して、以下の如く陳述している。「江尻課長の言はるゝ、その会話を内容は何回か時期の違つた会話や雑談が結びつけられてゐる。勿論、樺上入學に関する会話はあつたが、それが直下学長及び山脇教務部長

を挑難する会話とするのは不當である。それは、この擇上入学許可に関する各科科長に少なくとも電話にて承諾を取りつけながら妥當だと、山附教授部長に進言したのは、入学者名簿の作製を担当してた川崎に至る課次長から擇上入学を知らされた私だからであり、つゞく直下に掌長が事後止むを了承したことは良く承知している。更に、その事情を知り以上、古田先生を挑難したことなどあり得ないと。

IV ⑤項は山附教授の陳述と一致す。

V ⑥項は古田助教授の陳述と一致す。

VI ⑦項は当然考えらる。然し同時に村田理事長の名が出ない不思議がある。

vii

⑧項は村田理事長がこの時まだ責任を負う意図がなかつたと思はれるが故だから、この口述記録は当然だと思う。

viii ⑨項は藤谷部長の陳述によるが、査問委員会開催の日即昭和五十一年二月十五日の内に答申書を提出する条件が村田理事長より査問委員会に出されども、この後一日で審議が打ち切り答申書が提出されたものと思はれる。さもなくば、山附教務部長及び鳴根学生課長が出席拒否を表明とも、雨氏共入試期間中その旨要ホストにあまこと考慮すれば、今後何回お呼びても同じ結果であろうといふこと、全く査問委員会の意見が一致し、田氏への説明要求を断念する筈がない。又、査問委員会より出席要請の使者とされた川崎学部課次長は、直ちに祐乘林雨氏の浮名不在を確認したが、雨氏の行先調査は開始しないと陳述したことによつても明らかである。

然し、右田氏の説明を求めたる事に、擇上入学許可の処理理由が不明のまゝで終つた。更に、答申書の最後に、(なお不正入試について、更に究明をつづけよべく)全員一致の意見をもつてこれを了承した。しかし、少々とも之と実行に移すべく、答申書は定期的に審議を再開すること確を期すべきであつた。

ハ、以上の経緯を判る如く、査問委員会の答申書は当事者の説明を一切未聴取のまゝに結論を急がれて提出した爲め、判定の情報が不足で、公正な判断を缺く結果に終つたと思はる。

更に、全くにも当然ながら、査問委員会を構成した方々の申込、や五十回教授会における特別入掌許可の報告を一人でも思ひ出して、さう査問委員会はその答申内容を変えて置く。

従つて、本特別調査委員会は、査問委員として責任をもつて、答申された方に、今後斯様な判断に疎漏をもよおす懇意事を行跡を詮も次第である。

No.

### 三、四 昭和五年の査問委員会開催手續について

一、村田理事長による査問委員会の開催は適法であるという理由と、昭和五十三年三月七日、東京地方裁判所に提出された答弁書より、次の大要を抜粋して記述する。

- ① 昭和五〇年二月十三日、本法人大学に關係あると思はる二父兄ふく昭和十八年度入学試験に合格となつた者が後日入学手續を完了した旨の申立て入学事実が投書されたが、右事実の有無の調査を職員に命令した結果、不入学者手續を山脇教務部長が命令し、直下学長がこれを點認した事実ならば判明したが、九名に査問委員を依頼し、査問委員会を開催した。
- ② 査問委員会は右の件を審議の結果、直下、山脇兩氏は本学の教職員任免規則や十八条やさうの「教職員」として不都合の行為があつて、査問に付され、解任すべきものと決定したといた該当すると答申した。

No.

(3) 右の結果、村田理事長は直子・山脇兩氏を教職員規則第3条の「教職員の属性、休職及び解任は、所屬長の申請に基いて大学がこれを行う。職員の属性を変更する場合もまた同様である。」および第4条の「本規則における所屬長とは各部長、図書館長及び附属学園の部長、大學と同様長及び理事長をいう」に基づき解任した。

(4) 右規則第十八条规定によつて教授を解任する場合には教授会に詔し必要のないときは第十二条「第十二条の下又は七条の規定による教職員の解任は部長会に教授、助教授、講師は教授会に詔した上で大学へ行う」にモニ詔を除くとする旨が明らかである。

(5) カ三系、カ四系により所屬長の申請に基づき、学長及び理事長が行う件は、カ四系により教授、部長には所屬長が存在しない。又この時もやはり学長が存在しないが、理事長が大学の方にあって査問に付し、その結果、解任した。(6) 大學規則第十三条「教員の属性、解任は教員免規則に依り教授会の議決を経て大学がこれを行う。は前(4)項の理由で要件とされても、これは解任については査問に付され、その査問委員会の決定が最も重要な意志決定であるのみならず、教授会の議に付するに付しても過当ではない」とある。

(7) 大學規則第十三条(カ二項)、本學に協議会を置き各科長をもつて組織する。學長は協議会を召集しその議長となる。本項、協議会は左の事項を審議する。(1)教授及助教授、助手、講師の任命に関する事項)によれば、一見協議会の議が必要と思はれるが、教授会の議も不必要であるが勿論協議会の議を経る必要はない。

(8) 本件前記、カ三系、カ四系の所屬長とは各部長であるが、教務部長を意味するすれば、山脇氏は理事長であり、直子氏は山脇氏と竟て通じてゐる者であるが、両名が規定に基づく申請をすることは期待性を持らず、從て右規定の適用せんことをあつても、元は正当性を有するものである。

⑨. 査問委員の選任については、何らの規定はない。従つて学校法人の部の事務を統括する理事長がその都度、適宜なる人物に委嘱することを宣言も違法といつてはできない。

⑩. 直平・山脇兩氏に対する査問の場における陳述の機会を与えないといふが、自らその機会を放棄したままであるから、現実にこれを拒否する者に対する強制の方法もないこととして、右兩名が査問委員会に出向くなつたことを補えて、査問委員会は違法であるという理由にはならない。

⑪. 山脇氏の教務部長職を解いたことについて、評議員会等に詔しられた事実がないと、が、右教務部長職は教授を前提とする職名である。教授を解任された以上、当然その職も失うもので、本件の場合、任免規則第1条（部長、課長係長事務主任の解職又は転属は、部長会に、部長は評議員会に詔し上で大学会を行う。）は適用されない。

## 二、右の村田理事長による査問委員会開催の手續は違法である

あると、いう理由は二つではない。以下の理由を述べる。

- 一、法は全体的な大綱の説明、即ち基本法と部人の詳細の説明、即ち細則とを構成せざるべく、部人を詳しく述べばほど全体と離し易く難解となる。だから部人の詳細の方を取る説明のように思はれてくる。勿論、まだ部人は全体を良くする手段がなければ、部人を千年に強調したり要要すれば、全体即ち基本法が危険性がある。
- 二、本学における大学運営の基本法は多摩美術大学学則であり、次いで重要なのは多摩美術大学選考規程、多摩美術大学教職員俸給規則及び停業規則や三条に基く委嘱会規程等である。
- 又、本法人運営の基本法は、多摩美術大学附行規である。

III 即ち、右の大學學則と大學規則及び寄附行厚が重要を全體的説明であり、他の細則は部々的説明であるを全體的説明に矛盾することは許されない。法は公平や平等や安寧に重きを置く性質上、特殊な状況に適応する安寧や公義を求めるには、明文化した法の背後ある分野に判断の基準を求めるべきはならない。即ち田嶋は良識と判断力を必要とする。

しかも、大変残念なく、本學の細部規定は基本法を尊重すると、いつ前提をうは矛盾するまでも多く含んでいふ。従つて、特殊な状況における細部規定を運用するには、特に田嶋は良識と判断力を以つてしなければ大學の運営は危機に瀕する。

この点、現在、本學の諸規則が鏡竟而検討されることは、大変に喜ばしい。速やかな改訂を切望す。

IV 以上の法を運用する基本的態度を以つすべし、村理事長の査問委員会開催手續は、ふに適法性を缺つたことに至る。

即ち、細則たゞ教職員任免規則から査問委員会開催手續の適法性を説き起し、大學規則、大學學則、寄附行厚の其本の重要な条件を不必要とする無理な手續を採用して適法化を認つては、良識を以つて其本法を違法とする旨な態度で、この件が調査すべしとは、村理事長によるこの査問委員会開催の手續が違法ではないことが明確となる。

即ち、

1、本學の諸規則中には査問委員会設立に関する条文は無く、關係する言葉と見当が、教職員任免規則や大學や五年に「教職員」と々不都合の行厚があつて、査問に付され、解任するもまと決定した」とあるのだが、査問の言葉が必ずしも拘らず、この重要な査問委員会を想定すべきである以上、その事実關係調査のための査問設立手續に本學の諸規則は全くも無関心であつた。

總じて、言つても古き「設立手續は法人にとつても、大学にとつても、大變宜要な事項」である。

2. そもそも教員の任命に関する問題の審議は大学業務であつて、全く法人の業務ではない。即ち、教員の任命に関する教授会は、固有の本來的な決定権を有す。この事は、学内の自由を定める現憲法下における大原則である。

本學においても基本法の大学學則第四四条第ニ項にて協議会は「その事務を審議する」とあり、全項のうちに「教授及助教授、助手、講師の任命に関する事項」と明記され、大学規則第ニ条にも「教員の嘱託は教員の任命規則による教授会の議決を経て大学がこれを行つ」とその旨定められてある。

任命規則は、これら大学學則、大學規則における教職員への任命につき、更にその細部を定めた下部法規定である。従つて任意的説明に過ぎない。特に第ニ条は「第十八條又は第十九条の規定による教職員の解任は部長会に、教授、助教授、講師は、教授会に詔した上で大学を「行つ」とあるが、同規則第十八条の内容などは部長会にも教授会にも詔す必要はない」とは表明されてないが、協議会及び教授会の議決を必要とするには前提となつてゐるのである。

3. 若し、依に大学業務の「ではなく、重要事務」に法人業務として取り上げるならば、理事長は法人業務の執行権は有するが、決定権は理事会にあり、理事長にはないものである。

査問委員会設立の如き、重要事項は本学の寄附行厚ナオ素によつて理事総数の三分の一の二以上に議決をす。理事会令で決定しなればならぬ。

しかし、の場合における飽くまでも査問委員会設立の要、需要を決定するのである。設立が必要のときは理事会の諮詢理事会と教授会に回附され、審議の上、凡て必要と認めたらとく、初め査問委員会の設立を見ることになる。その結果、始めて査問委員会が委嘱されるのである。

併し、村田理事長は右の手續も踏まなかつたのである。  
三、以上を総合すると、村田理事長の主張はそもそも言及として成立するものではなく失當である。

こゝに、本特別調査二年告ぐる今は昭和五年二月十五日に開かれた査問委員会は違法であつたと判断する。

### 結び

勿論、この査問委員会は、その設置に始まり、訴訟となり、和解に至つたのであって見小ぼ、その和解条項に「詫はれ」とよ如く、一時せよ真平山勝田氏と村田氏が元の地位にあることを確認され、これと抵触する大学の権限の従前の決定及び措置は全て失効することとなるが、查問委員会の答申も失効したこと考えられる。

然し、飽くまでも和解により申請人と被申請人とを仲介を確認したに過ぎず、多摩美術大学教授会は糾糾と一も沒有りとて、本特別調査委員会がその調査を依頼されたのであるが、示で充々とは言えながら、この調査結果を資料の一端として、教授会の判断を願う次第であります。

今後、斯様な調査委員会の設置を必要とする多摩美術大学であることは、教授会各位と共に努力してまいと存じます。

完

昭和五十一年十一月八日

多摩美術大学特別調査委員会

委員長 高橋満壽男

委員 上野泰郎

委員長 田中一

多摩美術大学

学長代行 内藤頼博殿

No.

高橋満壽男